

地域共生社会（住まい関係）

全世代型社会保障構築会議 議論の中間整理（令和4年5月17日）（抄）

- 今般の新型コロナ禍においては、住居確保給付金へのニーズをはじめ、「住まい」の課題が顕在化した。まずは、こうした足元の課題への対応を検討していくとともに、将来、**独居の困窮者・高齢者等の増加**が見込まれる中において、**住まいをいかに確保するかは老齢期を含む生活の維持にとっても大きな課題**となるため、**制度的な対応も含め検討**していくことが求められる。
- 年齢層や属性などニーズの実態を踏まえた上で、住まいの確保の支援のみならず、ICTも活用しつつ、**地域とつながる居住環境や見守り・相談支援の提供も含めた検討が必要**である。
- 合わせて、住宅の質の確保や既存の各制度の関係の整理も含め、議論を深めるとともに、空き地・空き家の活用やまちづくり、災害リスクを踏まえた防災の視点から各地方自治体において地域の実情に応じた対応を検討することが望まれる。

経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

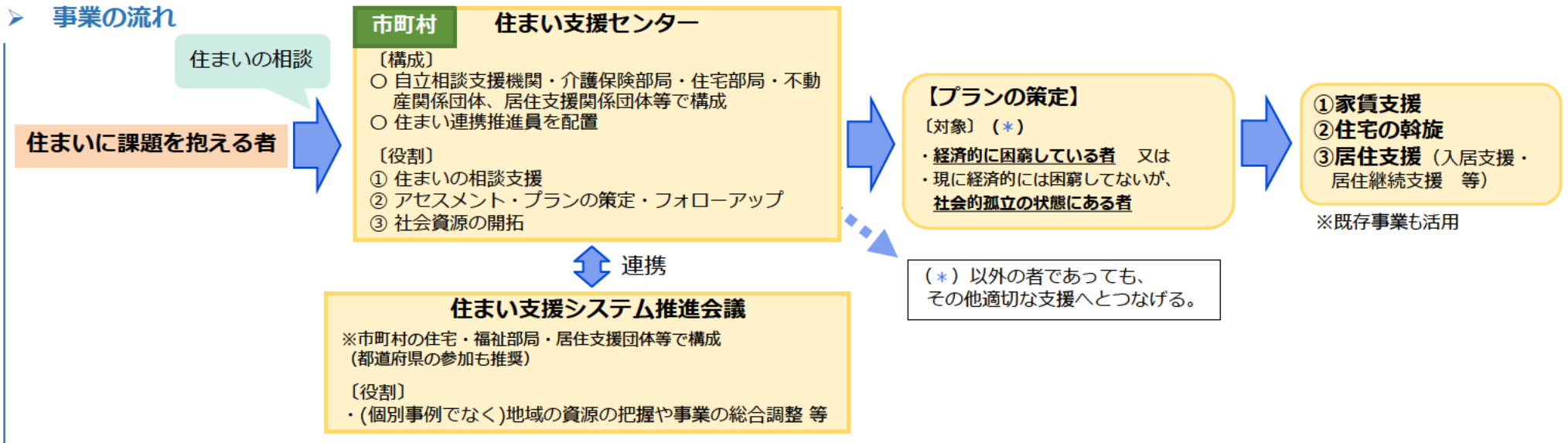
（全世代型社会保障の構築）

独居の困窮者・高齢者等に対する相談支援や医療・介護・住まいの一体的な検討・改革等地域共生社会づくりに取り組む。

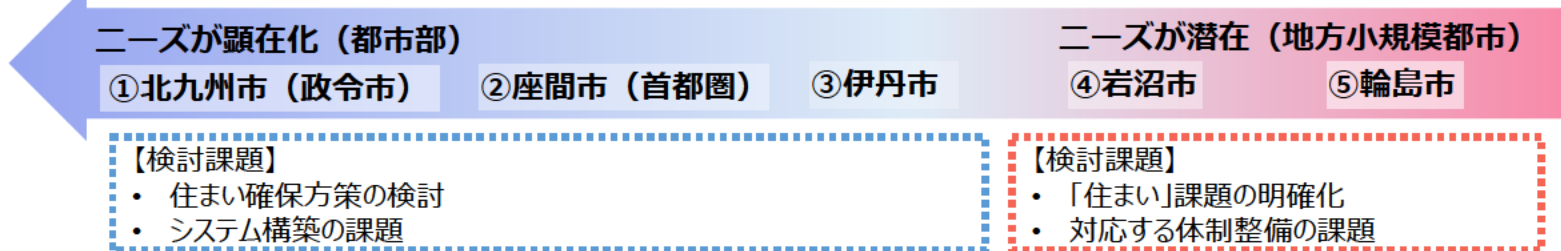
令和4年度 住まい支援システム構築に関する調査研究事業（概要）

- 住まいの課題解決に向けたサポート体制の構築のため、複数の自治体において、住まいに課題を抱える者に対する住まい支援について、総合的な相談対応や一貫した支援を行える実施体制を整備するとともに、見守り支援や地域とのつながり促進支援など、地域共生の観点を取り入れたマネジメントを行う仕組みを導入する等のモデル的な事業を実施（令和5年3月とりまとめ予定）。

事業の流れ



モデル地域と検討課題



具体的な検討事項（実施地域） ※「住まい」ニーズ：入居及び居住継続の両方のニーズ

1. 「住まい支援センター」機能の提供体制（①～③）
2. 住まい支援のマネジメントシステムの試行
 - 顕在化しているニーズへの相談支援の体制（①～③）
 - 複合化する「住まい」ニーズ・過去事例等から「住まいニーズ」の把握（①～⑤）
3. 支援メニューの整備・開発
 - 住まい連携推進員の機能と役割検討（①～③）
 - 住まいの確保策の検討（①～③）
 - 地域や社会とのつながり支援の方策（①～⑤）

參考資料

住宅扶助の概要

- 生活保護制度において、資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を実施。
- 生活を営む上で必要な各種費用に対応して扶助を支給しており、住宅扶助は、困窮のために最低限度の生活を維持することのできない者に対して、家賃、間代、地代等や、補修費等住宅維持費を給付するもの。

支給額

家賃、間代、地代等については、限度額の範囲内で実費相当額を支給している。

都道府県（1級地、2級地、3級地別）、指定都市、中核市ごとに、世帯人数別の限度額を設定している。

■ 東京都（23区等）の例

（月額、円）

1人（※）	2人	3～5人	6人	7人以上
53,700円	64,000円	69,800円	75,000円	83,800円

※ 1人世帯においては、住居等の床面積（専有面積に限る。）が15㎡以下の場合、「11㎡～15㎡」は48,000円、「7㎡～10㎡」は43,000円、「6㎡以下」は38,000円の範囲内の額。

※ 世帯人数別の限度額によりがたい家賃、間代、地代等であって、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、特別基準を設定している。

上記のほか、敷金・礼金・契約更新料等や、住宅維持費の給付もある。

実績（令和2年度）

住宅扶助世帯 一ヶ月平均 (世帯)	住宅扶助人員 一ヶ月平均 (人)	住宅扶助費 実績額（事業費） (千円)
1,396,487	1,755,410	596,623,365

※ 1 実績額は生活保護費負担金事業実績報告

※ 2 扶助人員・扶助世帯は被保護者調査

住居確保給付金の概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援する。

（ 令和3年度当初予算額 : 負担金（298億円）の内数 令和3年度補正予算額 : 100億円
令和4年度当初予算額 : 負担金（301億円）の内数 ）

支給対象者

- 離職・廃業後2年以内の者
- 個人の都合等によらないで収入が減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者

支給要件

一定の収入要件（市町村民税均等割+家賃額程度の水準、特別区では単身13.8万円、2人世帯19.4万円）、資産要件、求職活動要件あり

支給額・補助率

家賃額相当（住宅扶助特別基準額が上限 特別区では単身53,700円、2人世帯64,000円） 補助率 : 国3/4、自治体1/4

支給期間

- 原則3ヶ月（求職活動等を行っている場合は3ヶ月延長可能（最長9ヶ月まで））

主な
拡
充

- ⇒ 令和5年3月末までの間、就職・休業解消等による支給終了者に対し、特例として3か月間の再支給可能
- ⇒ 令和5年3月末までの間、住居確保給付金を申請した者に対し、特例として職業訓練受講給付金との併給可能

支給実績

	令和2年度累計	令和3年度累計	令和2年度及び 令和3年度合計
新規申請件数	153,007件	61,309件	214,316件
新規決定件数	134,946件	45,671件	180,617件
再支給決定件数	4,794件	33,527件	38,321件
支給済額	306.2億円	188.1億円	494.3億円

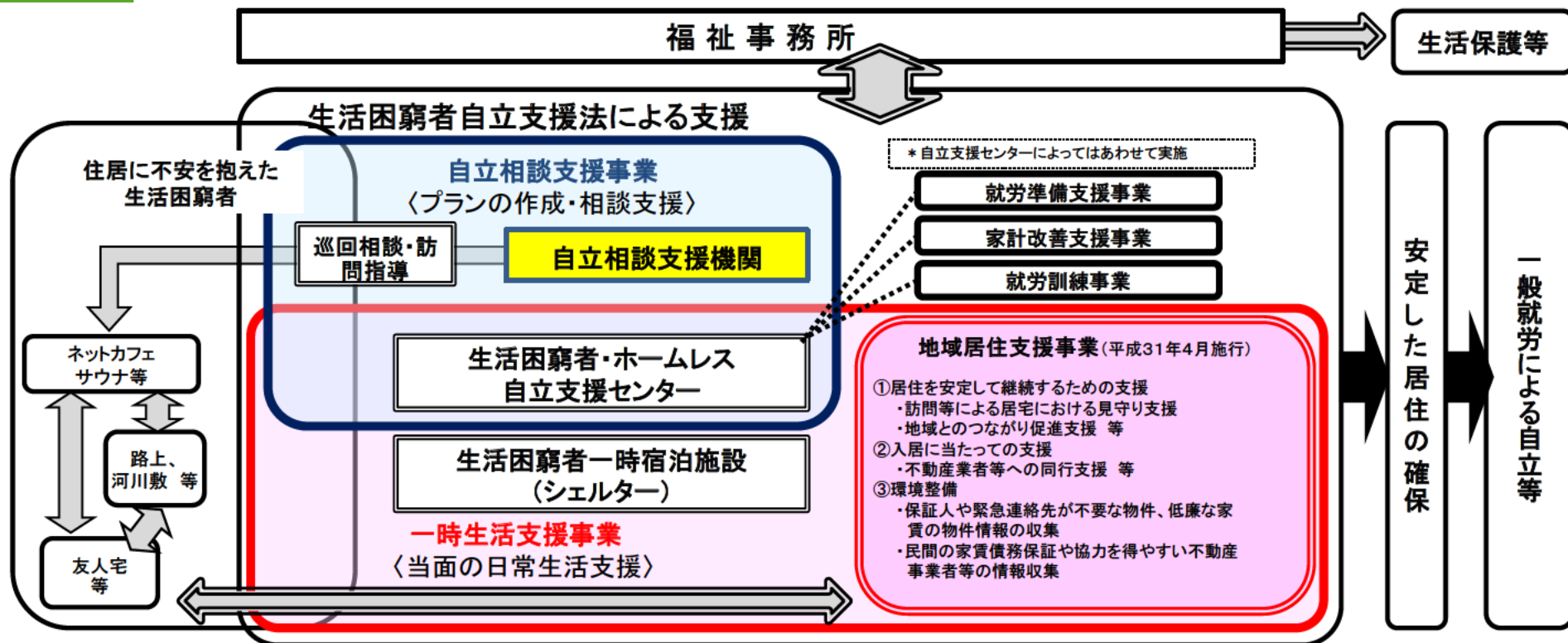
生活困窮者一時生活支援事業（地域居住支援事業）の概要

- 一時生活支援事業については、巡回相談等により、路上生活者や終夜営業店舗等にいる住居に不安を抱えた生活困窮者へアウトリーチを実施し、一定期間内に限り、衣食住に関する支援を行う。その際、自立相談支援機関と連携の上、課題の評価・分析を実施し、就労支援等を行う。
- また、地域居住支援事業については、一時生活支援事業のシェルター退所者や住居に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある低所得者に対して、一定期間、入居支援や訪問による見守り等を行う。
- こうした取組を通じて、住居に不安を抱えた生活困窮者の安定した居住を確保する。

実施自治体数・利用人数

	実施自治体(令和3年度)	利用人数(令和2年度)
一時生活	332自治体(37%)	4,720人
地域居住	50自治体(6%)	2,420人

事業の流れ



高齢者の安心な住まいの確保に資する事業（介護保険：地域支援事業）

- 介護保険の地域支援事業の任意事業として、住宅に関する情報提供、入居に関する相談及び助言並びに不動産関係団体等との連携による入居支援等を実施するとともに、対象者に日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応や一時的な家事援助等を行う生活援助員を派遣する事業を実施。

趣旨

- 空き家等の民間賃貸住宅や、高齢者の生活特性に配慮した公的賃貸住宅（シルバーハウジング）、サービス付き高齢者向け住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等へ的高齢者の円滑な入居を進められるよう、これらの住宅に関する情報提供、入居に関する相談及び助言並びに不動産関係団体等との連携による入居支援等を実施するとともに、これらの住宅の入居者を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応や一時的な家事援助等を行う生活援助員を派遣し、関係機関・関係団体等による支援体制を構築する等、地域の実情に応じた、高齢者の安心な住まいを確保するための事業。

財源構成

国：38.5% 都道府県：19.25% 市町村：19.25% 1号保険料：23% ※ 介護保険の地域支援事業（任意事業）の枠組みで実施

対象者

高齢者 など

実施保険者数

230保険者（令和4年度当初交付決定ベース）

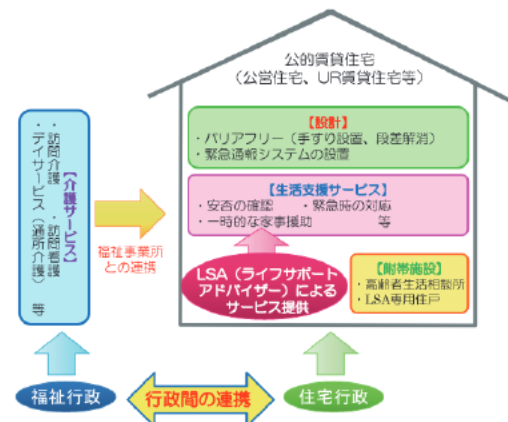
- ※複数の市町村で構成する広域連合などで運営する場合があります、保険者は1保険者でカウント
- ※一部保険者は、同事業内で2つの取り組みを実施している場合がありますが、この場合は1保険者としてカウント

活用事例

- 住まいに関する総合相談を実施するケース、シルバーハウジングに生活援助員（ライフサポートアドバイザー（LSA））を配置するケース など。

※シルバーハウジング：手すり・緊急通報装置の設置等の高齢者の安全や利便に配慮した設備・仕様とし、併せてデイサービスセンター等福祉施設との併設、又はライフサポートアドバイザーの配置による生活の支援を行っている公営住宅等の住まい。

＜ライフサポートアドバイザー配置のイメージ＞



公営住宅制度の概要

- 公営住宅は、憲法第25条（生存権の保障）の趣旨にのっとり、公営住宅法に基づき、国と地方公共団体が協力して、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で供給されるもの。

供給

- 地方公共団体は、公営住宅を建設（又は民間住宅を買取り・借上げ）して管理（全国の管理戸数 約214万戸（R2年度末時点））
- 国の助成:整備費等 : 全体工事費の原則50%（建設、買取り）又は共用部分工事費・改良費の2/3の原則50%（借上げ）を助成
家賃低廉化 : 近傍同種家賃と入居者負担基準額との差額の原則50%を助成

整備基準

- 省令で規定した基準を参酌し、制定した条例等に従って整備
・床面積25㎡以上・省エネ、バリアフリー対応であること・台所、水洗便所、洗面設備、浴室等の設備があること等（参酌基準の規定）

入居者資格

○入居収入基準

- ・月収25万9千円（収入分位50%）を上限として、政令で規定する基準（月収15万8千円（収入分位25%））を参酌し、条例で設定
- ・ただし、入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として条例で定める場合については、月収25万9千円（収入分位50%）を上限として基準の設定が可能

○住宅困窮要件

現に住宅に困窮していることが明らか

入居制度

○原則として、入居者を公募

- 特に居住の安定の確保が必要な者について、地方公共団体の判断により、入居者選考において優先的に取り扱うことが可能（優先入居）

○収入超過者

3年以上入居し、入居収入基準を超える収入のある者
→明渡努力義務が発生

○高額所得者

5年以上入居し、最近2年間月収31万3千円（収入分位60%）※を超える収入のある者
※条例で、収入分位50%まで引き下げることが可能
→地方公共団体が明渡しを請求することが可能

家賃

- 入居者の家賃負担能力と個々の住宅からの便益に応じて補正する「応能応益制度」に基づき、地方公共団体が決定

- 収入超過者の家賃は、収入超過度合いと収入超過者となってからの期間に応じ、遅くとも5年目の家賃から近傍同種家賃（市場家賃に近い家賃）が適用

- 高額所得者の家賃は、直ちに近傍同種家賃が適用

住宅セーフティネット制度の概要

○住宅セーフティネット法に基づき、住居確保が困難な要配慮者に対して住まいを提供するため、要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を設けるとともに、居住支援法人等が行うマッチング・入居支援等の支援を行う制度。

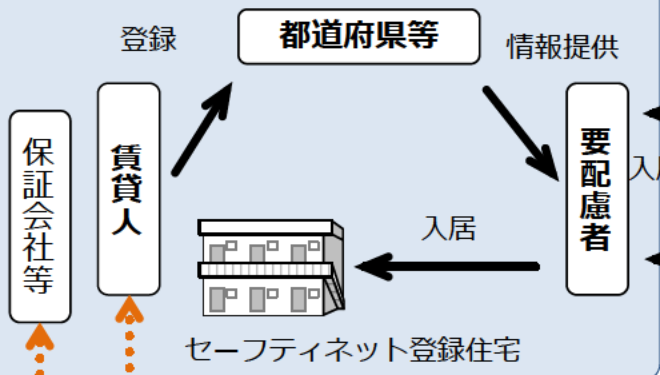
① 要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度

○ 登録基準

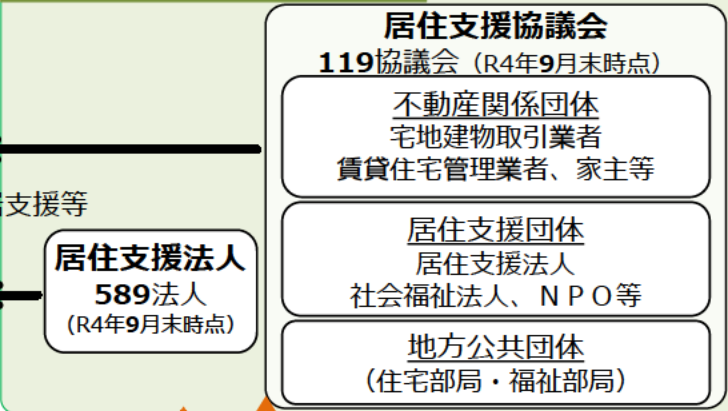
- ・要配慮者*の入居を拒まないこと
- ※ 低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯、被災者、住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者
- ・面積：原則25㎡以上
- ・地方公共団体が強化・緩和可能

登録戸数：762,850戸（R4年10月末時点）

うち専用住宅：4,961戸（R4年10月末時点）



② マッチング・入居支援



居住支援活動への支援

③ 国と地方公共団体による経済的支援

○ 改修費補助 <賃貸人へ補助>

- ・補助対象工事：
 - ①シェアハウス化
 - ②バリアフリー化
 - ③防火・消火対策
 - ④子育て世帯対応
 - ⑤耐震化
 - ⑥省エネ改修
 - ⑦交流スペース設置 等

・補助率：国1/3
 ※地方公共団体を通じた補助の場合は
 国1/3+地方1/3

・補助限度額：100万円/戸（国・地方計）等

○ 家賃低廉化補助 <賃貸人へ補助>

- ・対象世帯：月収15.8万円以下の世帯
 ※子育て世帯等は月収21.4万円以下（多子世帯は月収25.9万円以下）
- ・補助率：国1/2、地方1/2
- ・補助限度額：4万円/月（国・地方計）等
- ・補助期間：原則10年以内

○ 家賃債務保証料等低廉化補助 <保証会社等へ補助>

- ・対象費用：家賃債務保証料、孤独死・残置物保険料
- ・補助率：国1/2、地方1/2
- ・補助限度額：6万円（国・地方計）

○ 住替え補助 <居住支援協議会、居住支援法人へ補助>

- ・対象世帯：月収15.8万円以下の世帯 等
- ・対象費用：セーフティネット登録住宅への住替え費用
- ・補助率：国1/2、地方1/2
- ・補助限度額：10万円（国・地方計）

○ 居住支援活動等補助

- ・対象：居住支援協議会、居住支援法人、地方公共団体
- ・補助対象費用：
 - ①制度の周知、登録促進
 - ②入居の相談、マッチング
 - ③入居中の見守り、緊急対応
 - ④死亡・退去時の家財整理
 - ⑤総合相談窓口（地方公共団体）等

・補助限度額：1,000万円

〔外国人の支援、孤独・孤立対策、サブリース方式、アウトリーチ型による入居支援、入居後支援を実施する団体との連携を行う場合1,200万円〕

居住支援協議会等活動支援事業 【令和4年度補正予算案で拡充】

○ 深刻化する社会的な孤独・孤立の問題を抱える世帯や子育て世帯などの住宅確保要配慮者に対して、NPO法人等が実施する入居支援等の活動について、長期化するコロナ禍や物価高騰の影響による相談件数の増加等に対応するため、補正予算により追加的な支援を行う。 ※住宅確保要配慮者：低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する者

令和4年度補正予算案：2.23億円（令和4年度当初予算：11.05億円の内数 令和4年度コロナ予備費等：3.04億円）

事業主体

住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会、居住支援法人または地方公共団体等

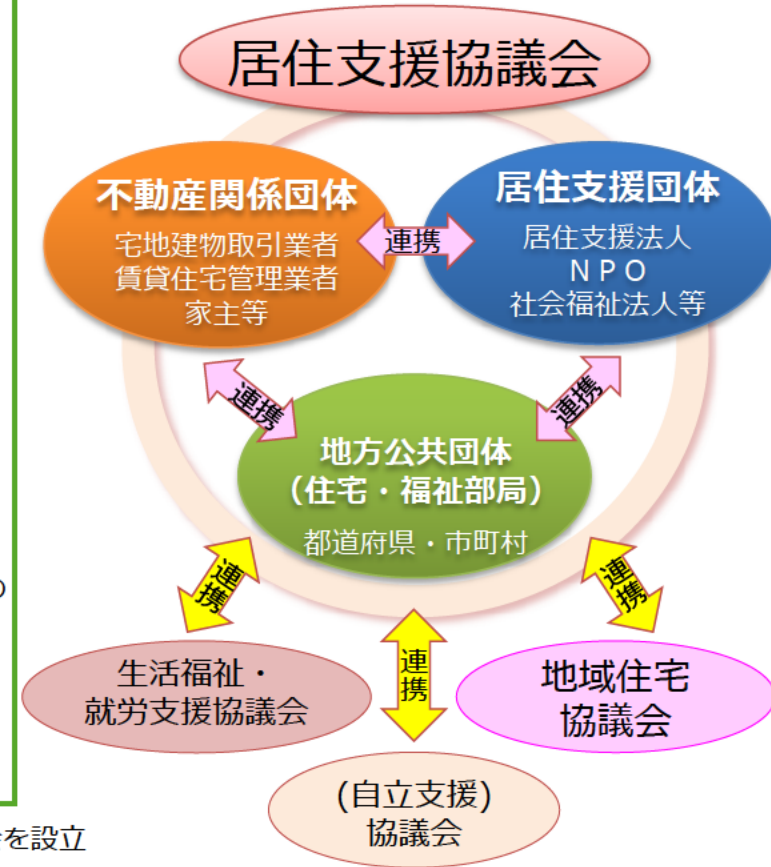
補助対象事業

- ① 入居前支援（相談窓口の開設や不動産店・内覧の同行等）
- ② 入居中支援（見守りや生活相談、緊急時対応等）
- ③ 死亡・退去時支援（家財・遺品整理や処分、死後事務委任等）
- ④ セミナー・勉強会等の開催（制度や取組等の周知普及）
- ⑤ 関係者間のネットワーク形成や拡充に資する取組み
- ⑥ 地方公共団体において、住まいを含む総合相談窓口を設置する等、住宅・福祉の連携によるモデル的な体制を整備 等

補助率・補助限度額

- 定額
- 10,000千円/協議会等（なお、外国人の入居の円滑化に係る活動、孤独・孤立対策としての見守り等、空き家等を借りてサブリース方式で支援付きのセーフティネット住宅の運営、アウトリーチ型による入居支援、入居後支援を実施する団体との連携または**賃貸借契約もしくは家賃債務保証契約における緊急連絡先の引受けを実施する場合は12,000千円/協議会等**）

下線部は令和4年度補正予算案における拡充事項



居住支援協議会

- ・ 地方公共団体、不動産関係団体、居住支援法人等が連携して協議会を設立
- ・ 設立状況：119協議会（全都道府県・77市区町）が設立（R4.9.30時点）

居住支援法人

- ・ 都道府県が、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）、社会福祉法人、居住支援を目的とする株式会社等 を指定
- ・ 設立状況：589者（47都道府県）が指定（R4.9.30時点）

地域居住支援事業の課題と論点

(第22回社会保障審議会「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」(令和4年10月31日)資料2(抜粋))

【現状と課題】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、性別や年代を問わず住まい不安定に関する相談が増加した。令和4年の実態調査で確認されたホームレスは約3,500人。このほか、知人宅やネットカフェなど様々な場所を行き来している不安定居住者が一定数存在。
- 生活困窮者一時生活支援事業においては、自立相談支援事業の巡回相談等により住居に不安を抱えた生活困窮者へのアウトリーチを実施し、衣食住に関する支援を行う「一時生活支援事業(シェルター事業)」と、これに加えて一時生活支援事業のシェルター退所者や居住に困難を抱える低所得者に対して、入居支援や訪問による見守り等を行う「地域居住支援事業」を実施。シェルター事業の実施率は令和3年度で約4割(332自治体)で、そのうち地域居住支援事業を実施している自治体は50自治体。
- シェルター事業の未実施自治体に今後の実施意向を調査したところ、過半数が「実施しない」又は「未定」と回答。その理由としては、「事業の利用者が見込まれない」との回答が多かった。一方で、未実施自治体においても、「住まい不安定」や「ホームレス」に関する新規相談が多く見られている。また、地域居住支援事業の実施自治体では、令和2年度では計約2,500人に対して支援を行い、「社会的孤立の防止」や「就労に向けた効果的な支援」といった効果が見られている。
- また、コロナ禍を契機に、不安定居住者に対する緊急一時的な居所の確保のニーズも顕在化した。シェルター事業を含む既存事業では受け入れが困難な場合があることから、現在、各自治体や民間団体等による独自の取組が行われている状況。

【考え方】

- 「住まい」は就労をはじめとする自立の前提であり、生活の基盤そのものであるが、生活困窮世帯では、社会経済や心身の状況が一変することで直ちに「住まい不安定」につながることから、生活困窮世帯に対する居住支援の強化が必要。シェルター事業及び地域居住支援事業の未実施自治体においても潜在的ニーズが窺えることから、全国的な事業の実施を推進することが必要。
- 住まいに課題を抱える生活困窮者は、特に地域社会から孤立した状態にある傾向が強いことを踏まえ、見守り支援等を行う地域居住支援事業については、より実施を推進するとともに、支援内容の一定の標準化や支援員の質の担保が求められる。
- また、現在のシェルター事業の対象者は、住居を持たず収入・資産が一定以下の生活困窮者としているところ、住居があっても様々な要因により緊急一時的な居所確保を必要とする場合や、収入・資産を確認できる書類を必ずしも持ち合わせていない場合などが想定されることから、これらの者に対する相談機関等と連携した一時的な支援が必要。

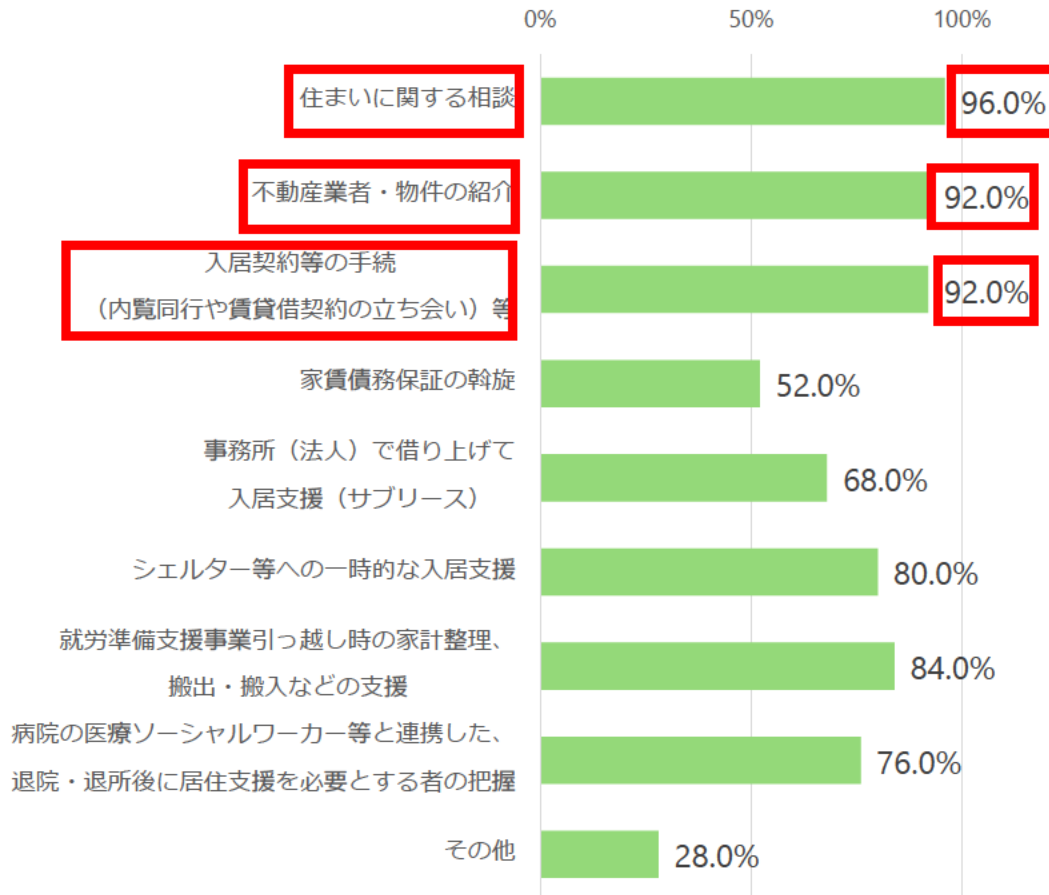
【論点】

- 生活困窮者一時生活支援事業の実施を努力義務化することについてどのように考えるか。
- その際、シェルター事業の実施にかかわらず地域居住支援事業の実施を可能にするとともに、例えば標準的に取り組むべき支援内容の明確化や専門職員の配置により、地域居住支援事業のあり方を見直す必要があるのではないか。
- 現行のシェルター事業の対象とならない生活困窮者に対する、緊急一時的な居所確保の支援の必要性についてどのように考えるか。

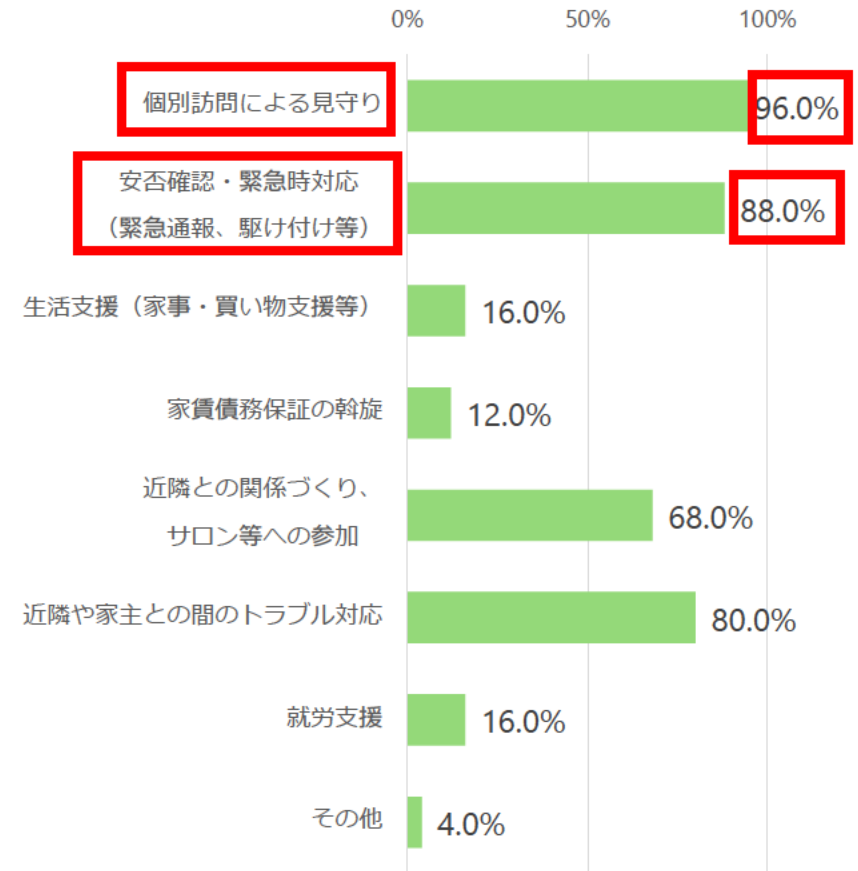
地域居住支援事業の実施状況等

- 入居支援については、「住まいに関する相談」「不動産業者・物件の紹介」「入居契約等の手続き」がいずれも90%以上の割合で実施されている。また、居住支援については、「個別訪問による見守り」「安否確認・緊急時対応」がいずれも80%以上の割合で実施されている。

入居にあたっての支援（n=25）※



居住を安定して継続するための支援（n=25）※



令和4年度補正予算要求事項 居住生活支援加速化事業【新規】

令和4年度補正予算額（案）1億円

施策の目的

- 不安定居住者等の居住支援ニーズが高まっている状況を踏まえ、自治体の居住支援の取組を加速化させることで、住居を失うおそれが生じている生活困窮者の安定した住まいの確保を図る。

施策の概要

- 住居を失うおそれが生じている生活困窮者の安定的な住まいを確保するため、居住後も継続的にきめ細かな支援を行う先進自治体の取組を支援し、全国にその取組を推進する。

施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

【実施主体】 都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体） ※社会福祉法人、居住支援法人、NPO法人等へ委託可

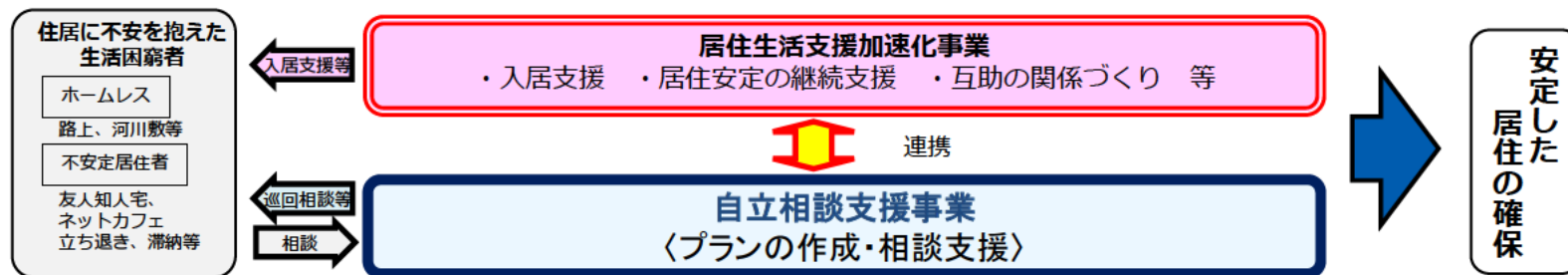
【補助率】 10/10（国庫補助基準額の上限あり）

【対象者】 住居を失うおそれが生じている生活困窮者

【事業内容】 以下①～⑤の取り組みうち、①及び②は必須とし、住まいの相談員を配置すること。また、取り組みにあたっては、自立相談支援機関と連携すること。

- ①入居支援 相談、不動産業者への同行、物件や家賃債務保証業者の斡旋の依頼、入居契約等の手続き支援
- ②居住安定の継続支援 訪問等による見守りや生活支援、相談内容に応じて関係機関やインフォーマルサービス等への繋ぎ（ハローワーク、生活援助サービス等）
- ③互助の関係づくり 地域住民とのつながりの構築支援（サロンやリビング、空き家を活用した交流施設 等）
- ④地域づくり関連業務 関係機関と連携した社会資源（公営住宅、空き家、他施設等）や担い手の開拓
- ⑤その他 地域の居住支援ニーズの把握、住宅部局・福祉部局等の関係機関による共通アセスメントシートの作成など、①～④の取組に資する業務

【事業スキーム】



成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

- 生活に困窮し、住居を失うおそれがある方のセーフティネットの強化

令和5年度当初予算概算要求事項 一時生活支援事業（居住支援の強化）【拡充】

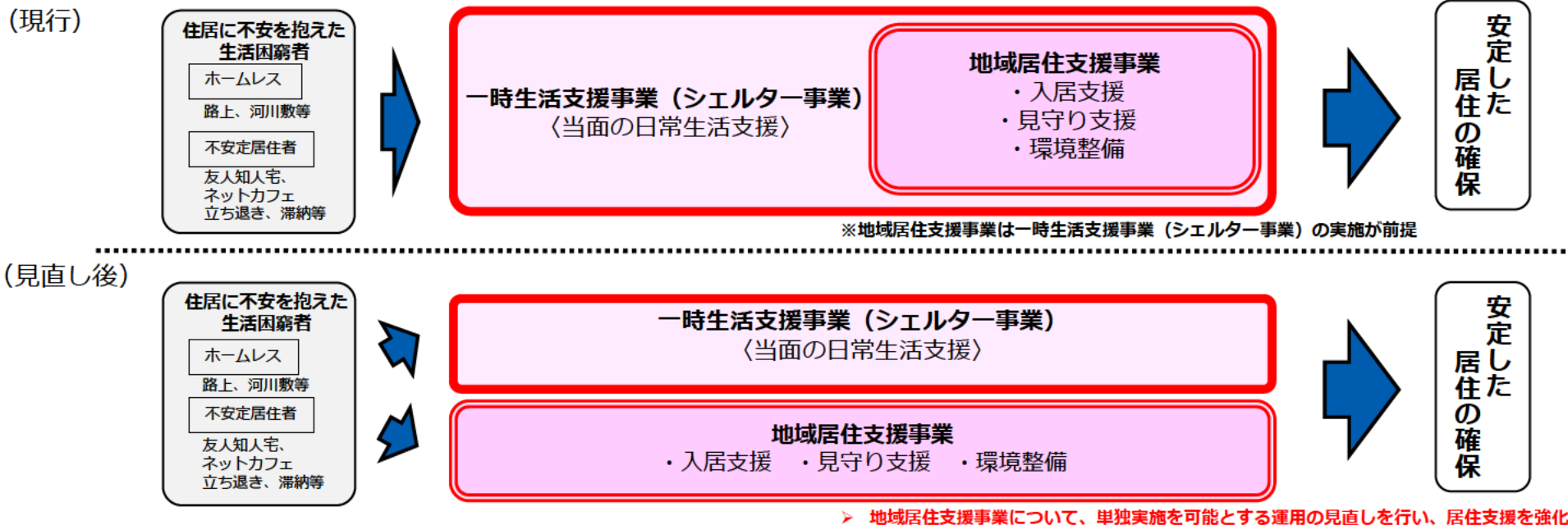
※参考：令和4年度予算額 594億円の内数

令和3年度事業実施自治体数：
一時生活支援事業：332自治体
地域居住支援事業：50自治体

1 事業の目的

- 福祉事務所設置自治体においては、住居喪失者に対して一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供する一時生活支援事業を実施しているほか、シェルター退所者や不安定居住者が地域の中で安定して生活することができるよう、入居支援や見守り支援を行う地域居住支援事業を実施している。
- コロナ禍において、年代・性別・地域を問わず、住まいの確保に困難を抱えている人が多く、居住支援のニーズが顕在化していることから、一時生活支援事業の実施を前提とした地域居住支援事業について、単独実施を可能とする運用の見直しを行うなど、生活困窮者に対する居住支援の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- 福祉事務所設置自治体（社会福祉法人、NPO法人等へ委託可）